

## 潟上市議会報告会実施要領に基づく報告事項に対する回答

### 防災無線について

- ・聞こえないので対応を。

#### 【回答】

難聴地域の防災行政無線の屋外拡声子局のスピーカーの方向調整を実施しております。調整後の難聴地域を再調査し、さらに難聴が発生する場合はスピーカーの増設及び屋外拡声子局増設で緊急放送時の難聴地域の解消を図ってまいります。

- ・防災無線で放送される情報が多すぎる。放送基準を明確にすべきである。

#### 【回答】

防災行政無線であることから緊急放送と合わせ、市民への行政情報の提供の手段として活用しており、今後も放送内容を精査しながら必要情報を提供してまいります。

- ・テレホンサービスを行っていることをもっと市民に周知徹底すべきではないか。

#### 【回答】

市広報及びホームページに分かり易く掲載し市民への周知を図ってまいります。

潟上市防災行政無線の内容確認テレホンサービス 870-6266

フリーダイヤル（携帯不可）0120-876-266

- ・防災無線がどの程度聞き取れているものか、調査してほしい。

#### 【回答】

屋外拡声子局のスピーカーについて出力量について調査を実施しております。また自治会長を通じ難聴地域及び聴き取り状況について伺っております。

## 防災対策

- ・お年寄りを中心に、防災用品の購入について市で一括購入（購入あっせん）することはできないか。

### 【回答】

防災用品の購入については、自治会単位での購入あっせんが適当と考えますので、各自治会と今後話し合いをしてみたいです。

- ・東湖小学校は災害時の避難場所であるが、3階といっても低い。耐震化工事とあわせて屋上にも避難できるように設備の工事をしてもらいたい

### 【回答】

東湖小学校の校舎については、耐震診断後、早期に耐震補強工事と併せて大規模改造工事を予定しています。

校舎屋上を避難場所として、屋上までの非常階段延長工事及び屋上フェンス等の設置を検討しております。

- ・自主防災組織と市の災害対策本部との連絡・連携体制がなく、災害時の対応に問題がある。

### 【回答】

自主防災組織の活動は重要であり、今後、連絡体制を整備し自主防災組織と市がともに防災訓練、図上訓練を実施し連携を深めてまいります。

- ・道路や橋の幅などで緊急車両が入れない場所がある（妹川浜町内）ので、そのような箇所がないか調査のうえ、計画的に解消していただきたい。

### 【回答】

道路や橋の幅が狭く、緊急車両等が入りにくい箇所は市内全域にわたり存在します。

市内の道路において、このような箇所の有無についての調査には、地域の方々から情報の提供を受けるなど、様々な方策により進めてまいりたいと考えております。

また、災害時において道路が狭く、緊急車両等が入れない箇所を抜本的に解消するためには道路拡幅が必要となり、用地の取得や物件補償など多額の費用と時間を要することとなります。

そこで、地域内生活道路の整備については行政と市民とが協力して、お互いに共同の解決策を見出すことが必要と考えられます。

今後、各地域の状況を自治会からお聞きし、対応策を協議していきたいと思えます。

- ・災害発生時に自分はどこに避難すべきかわからない。避難所ごとの収容可能人数も教えていただきたい。

**【回答】**

今年度作成予定する津波ハザードマップの策定にあわせ、現在定めております避難施設の検証を行いハザードマップに記載いたします。

**新庁舎建設について**

- ・昭和、飯田川地区には窓口機能が残るとしても、100人規模の事務所がなくなる。地区の雇用、活性化に影響することから、潟上市に警察署などをもつてくるのはどうか。

**【回答】**

新庁舎建設後の現庁舎等の利活用については、今年度新たに「現庁舎等利活用検討委員会」を立ち上げ、市民の声を取り入れながら協議・検討することとなっております。この度、ご提案された内容につきましては、相手のあることであり、既存施設の態様など様々な課題も想定されますので、当面は情報の収集に努めて参ります。

- ・候補地は津波の可能性が大では。その点も考慮し、天王地区にこだわらず選定を。

**【回答】**

庁舎の位置は、合併協議会の決定事項を尊重した天王地区としており、新

庁舎建設計画の議会や市民へ周知している内容により候補地を選定していくものです。

現在検討している候補地は、天王グリーンランド周辺ですが、候補地周辺の浜ナシ山の海岸沿いには、標高15mから20m以上の保安林が海岸線に並行して2重に連なっていることから、この保安林が防波堤の役目を果たすものと想定されております。

新しい庁舎は、危機管理上の防災拠点として位置づけられるものであり、また地域においては大地震による津波の避難所としての機能を持たせることについても検討しながら、市民の安心安全に供するものであります。

### 学校施設の耐震化について

- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校の耐震化の対応について実施済みのもの、今後調査し実施するものを整理して教えてほしい。

#### 【回答】

小・中学校施設の地震による安全基準として、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）で建てられた校舎は震度5強の地震に対して安全といわれています。これは、平成7年に発生した阪神・淡路大地震の被害の状況調査から確認されております。

市内の旧耐震基準（昭和56年以前）で建てられた学校は、天王小学校（昭和46年）、東湖小学校（昭和52年）、出戸小学校（昭和55年）、追分小学校（昭和54年）、天王中学校（昭和37年・昭和53年）と豊川小学校（昭和37年）建設が該当します。

市では、計画的に平成15年に天王小学校、平成18年に追分小学校の体育館の耐震補強工事を実施しており、今年度は出戸小学校の校舎及び体育館を実施します。

他の東湖小学校、追分小学校、天王中学校についても、早期に計画を立てながら耐震工事を含めた大規模改修を推進します。

保育所・幼稚園については今後、幼保一体化施設（認定子ども園）として、順次整備する計画ですので、調査の予定はありません。

※ この度の東日本大震災により、再度、耐震基準等を含む建築基準法の改正が予想されます。

## その他

- ・羽城中学校の視聴覚ホールの使用について、興行目的ではなく文化的意図で使用する場合は使用できるように検討いただきたい。

### 【回答】

羽城中学校の視聴覚ホールは学校施設であります。市民の地域活動や芸術文化活動等の活用も視野に入れて建設されたものであります。

したがって、学校での使用と重ならない範囲で、興行目的ではなく芸術文化活動の一環としての活用は可能です。

- ・天王温泉くらは高齢者には非常にありがたい。料金を半額にしてももっと頻繁に利用できるように検討いただきたい。

### 【回答】

天王温泉くらの入浴料 400 円（大人）については、温泉建設の目的である高齢者の福祉や地域住民の健康の増進、心身のリフレッシュなどを考慮し、設定しています。

入浴料 400 円は全て温泉（会社）の収入になるものではありません。その内訳についてご説明すると、お客様から 400 円をいただいても、その中から入湯税 150 円を納税しなければなりません。また、残りの 250 円には消費税も含まれており、この分も納税しなければなりませんので、実質の入浴料は 238 円となります。

市から指定管理料 3,000 万円と入浴料収入で温泉（会社）を運営していかなければなりません。経常経費に加え最近燃料費等の高騰もあり、厳しい経営状況であることから、高齢者の入浴料の減免（半額）は考えておりませんのでご理解願います。

- ・児童健全育成の観点から出戸地区のモーテルは教育上好ましいとは言えず、発展するまちにとって必要ではないと思っている。職業に規制はないということ承知しても納得できない。市でもなんらかの取り組みはできないものか。是非して欲しい。

### 【回答】

建築基準法からモーテル（自動車旅行者用車庫付簡易宿泊所で「モーター」と「ホテル」をあわせた造語・混成語）の立地可能な区域は、商業地域（潟上市内になし）及び無指定地域（都市計画区域外）となっております。このため、都市計画区域外にあるものは、建築基準法上は合法ということになります。

現在、潟上市内に立地されている建物については、ほとんどが市街化調整区域にあるため、既存不適格建築物の扱いになっております。また、営業に関しては「旅館業法」で取り扱われていますが、「風俗営業法」によって厳しく制限されております。秋田県内において、ごく一部の区域を除いては営業が禁止されていますが、秋田県条例の施行前から営業されているものに関しては既得権があるため、現在の営業が可能となっております。

しかし、増築や改築はできないことになっており、既得権の権利は譲渡ができないため、今後は減少する傾向となると考えます。

モーテルに近接する小・中学校の児童生徒に対しては、交通安全の観点からは問題ありませんが、健全育成上からは通学路を変更するなど、今後学校と協議・検討してまいります。

- ・検診について、受診率が低いので受診して下さいと広報するだけでなく、男女別、どの年代が、どの層が低いのかを掘り下げていき、そこに集中して啓蒙・啓発活動をしていくべきではないか。

#### 【回答】

いずれの検診でも、40歳代50歳代の男性の検診率が特に低い状況にあります。

今年度新規事業として胃がん検診40歳・50歳、大腸がん検診は40・45・50・55・60歳を対象に、受診率の向上を図るため無料クーポン券と検診手帳を発送し受診勧奨に努めています。また、秋頃には、胃・大腸・乳がん・子宮がんの各検診無料クーポン券対象の未受診者を対象に、再度受診勧奨と、胃及び大腸については、追加検診を実施します。また、がん検診意向調査を実施することで、課題の把握と受診率の向上を目指します。

がん及びメタボリックシンドローム予防の知識の普及啓発に今後も重点的に取り組んでいくにあたり、健康生活推進協議会との協同・連携が欠かせません。今後も協議会と共通理念の下に予防啓発活動を強化してまいります。

・松くい虫について、切ったものをそのままにしているものが見られる。法令で焼却、燻蒸処分しなければならないのでは。

**【回答】**

市で行っている松くい虫被害木の処理について、補助事業では「保安林の1km以内で松くい虫防除計画に載っている山林」であることの制約があり、市単独事業では、市道や民家の付近で倒壊の恐れがある被害木を重点的に処理しております。市の事業で抜倒した被害木はすべてチップ又は焼却処理しております。

本来、松くい虫被害木の処理はその土地の所有者が行うべきであり、市ではこれまで個人所有の被害木は処理していませんでした。この状況を危惧した天王地区自治会長連絡協議会が平成19年の「秋田わか杉国体」の前に、地域の景観の整備を進めるため、秋田経済同友会の助成を受け、潟上市建設産業協会に委託し、抜倒処理を行っております。この事業では、本来個人が行うべき作業を協議会が代行で行う条件として、伐採した樹木はその場にまとめ、個人が処理することで抜倒を行っております。ご指摘の箇所はこの事業で行った可能性があります。

松くい虫被害木の処分方法について、法的な規制はありませんが、県の指導では、「完全に枯れた松はそのままで良い」「葉が赤い松については、冬はそのままで良いが夏場は焼却又は燻蒸が必要」とされています。

このようなことから市では、伐採されてそのままになっている場所の調査を進め、土地所有者に処理を働きかけて行きたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

・原発の事故に関連して、放射能の測定機器を市で購入し、定期的に市民に報告して欲しい。

**【回答】**

放射能測定機器を整備し、定期的に測定します。測定結果につきましてはホームページ、広報に掲載します。

・クリーンエネルギーとして注目される風力発電の推進について、市内に関連する企業もあることから雇用の面、あるいは、観光の面から考えてみてはど

うか。

**【回答】**

東日本大震災・福島第1原発の事故を受け、太陽光や風力などのクリーンエネルギーの活用について論議されています。県では、「秋田クリーンエネルギー総合特区」構想で男鹿市の船越水道付近から秋田市向浜までの海岸約20キロに大型風車40～45基の導入を想定しています。こうした特区構想の状況を見ながら、市でも雇用、観光の面も含め検討したいと考えております。